

## 我孫子市空家等の適切な管理に関する条例

我孫子市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年条例第31号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### （情報の提供）

第3条 何人も、適切に管理されていない空家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

### （応急措置）

第4条 市長は、空家等が適切な管理が行われていない状態にあつて危険を回避する必要がある、かつ、所有者等が速やかにその危険を回避するために必要な措置をとることができないと認めるときは、当該危険を回避するために必要な最低限度の応急措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じようとするときは、当該空家等の所有者等の同意を得るものとする。ただし、所有者等の所在が判明しないときその他やむを得ない事由により所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。

### （関係機関との連携）

第5条 市長は、空家等が適切に管理されていない状態を改善するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察その他関係機関に対し、立入調査等により得た情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

### （委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。